

役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福平会の役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席)

第3条 役員、評議員、評議員選任・解任委員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、旅費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、旅費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規則の規程を準用し「園長の職務にあるもの」とみなして、旅費を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年12月15日理事会にて議決し平成29年1月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償
理事会報酬	日額 4,000円	日額 1,000円
評議員会報酬	日額 4,000円	日額 1,000円
評議員選任・解任委員会報酬	日額 4,000円	日額 1,000円

別表2

名 称	報 酬	費用弁償
理事長報酬	月額 50,000円	
監事監査報酬	日額 4,000円	日額 1,000円